

陸前高田市から取り寄せた薪に関する対応について

平成 23 年に、東日本大震災の被災者・被災地に対し、鎮魂、慰霊、復興支援への思いを京都市としても示すため、陸前高田市から取り寄せた薪について、改めて実施した放射能濃度検査の結果と、結果を踏まえた今後の取扱いについて報告します。

1 経過及び現状

- (1) 平成 23 年 6 月、大文字保存会（以下、保存会）において、東日本大震災の津波で倒れた陸前高田市の松を護摩木として焚くことを計画されたが、松の放射能汚染を心配する意見が京都市や保存会に寄せられ、保存会において中止が決定された。
- (2) しかし、この計画中止に対し、市民や被災者の方をはじめとする全国の方々から大変多くの批判や心配の意見等が京都市と保存会に寄せられた。
- (3) このような状況になっていることを心配した市民等から、同年 8 月 15 日に市役所前で開催される「平和・鎮魂のイベント」において燃やしてはどうか、という提案があったことを受けて、京都市において護摩木を取り寄せようとしたが実現しなかったため、別の薪を取り寄せることとなった。
- (4) 同年 8 月 11 日、取り寄せた薪について、念のため放射能濃度検査を実施したところ、幹部分からは放射性物質は検出されなかったが、樹皮部分からは 1, 130 Bq/kg（別紙参照）のセシウムが検出された。少しでも放射性物質が検出されれば焚かないこととしていたため、中止を決定し、旧西部圧縮梱包施設敷地内（西京区）に一時的に保管した。
- (5) こうした一連の経過に対し、全国の方々から更に多くの批判や心配の意見等が寄せられ、平成 24 年 5 月、京都市会において、陸前高田市から取り寄せた薪の早期解決に関する決議がなされた。
- (6) この決議も踏まえ、平成 24 年に、セシウムが検出されていない幹の芯の部分を使用して、鎮魂、慰霊、復興支援の思いを込めた工芸品を作製し、陸前高田市等にお持ちするとともに、工芸品を作った際の残余（不整形等で製材できなかったものや樹皮、削り屑など約 300 kg）は引き続き保管し、その取扱いについてはしばらく時間をかけて検討することとした。
- (7) 次期クリーンセンターの整備に関し、旧西部圧縮梱包施設が候補地となったことを踏まえ、令和 8 年 2 月に改めて専門業者による放射能濃度検査を実施したところ、国の安全基準を十分満たし、一般廃棄物として焼却処分が可能な数値であることが明らかになった。

2 放射能濃度検査

(1) 検査結果

- ・ セシウム(Cs-134)：検出せず
- ・ セシウム(Cs-137)：21 Bq/kg <計 21 Bq/kg>

→ 一般廃棄物として焼却処分が可能であることが判明

<参考となる各基準値>分かりやすいように「基準」表現で統一 (詳細は別紙参照)

- ・ 焼却処理基準 (※本市と同じストーカ式)
240 Bq/kg 以下 (環境省ガイドライン)
- ・ 調理加熱用の薪として利用可能な基準
40 Bq/kg 以下 (林野庁通知)

(2) 検査方法

有識者の御意見も踏まえて、平成23年11月に林野庁が発出した、放射性物質が付着した薪を燃やすに際しての基準値や、検査方法等を定めた「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」に基づき、専門業者によって、薪を保管している袋全てから偏りがないようにサンプル採取のうえ、検査を実施

<参考 - 平成23年8月検査>

この当時は、薪を燃やすに際して参考となる放射能濃度の基準値や検査方法等が国から示されておらず、放射能が少しでも検出されれば焚き上げないこととし、検出可能性が高い「樹皮」とその可能性が低い「幹」部分に分けて検査を実施

幹から 「検出せず」

皮から ヨウ素(I-131)：「検出せず」

セシウム(Cs-134)：542Bq/kg

セシウム(Cs-137)：588Bq/kg <計 1,130Bq/kg>

3 対応方針

今回の検査結果により、焼却処分することに何ら問題がない数値であることが判明したため、保管している残余の薪全てを本市の責任において処分することとし、破砕する機能を有する東北部クリーンセンターにおいて破砕した後、他の一般廃棄物と合わせて速やかに焼却のうえ、埋立処理を行う。

<用語の定義>

- Bq (ベクレル)
放射能の単位で、放射線を出す側に着目したもの
- Sv (シーベルト)
人が受ける被ばく線量の単位で、放射線を受ける側に着目したもの

<参考となる各基準値>

- 放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法）に基づく指定基準
(8,000Bq/kg)

・ 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日、原子力安全委員会）において、処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにすること等が示された。

⇒ 第3回災害廃棄物安全評価検討会（平成23年6月19日）において、8,000Bq/kg以下の災害廃棄物であれば、通常の処理方法でも、周辺住民より被曝しやすい作業員であっても、被曝線量が1mSv/年を下回ること等を説明。

⇒ 第8回災害廃棄物安全評価検討会（平成23年10月10日）において、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準を8,000Bq/kgとすることについて了承された。

- 平成23年10月21日環境省事務連絡に基づく焼却処分の基準（240 Bq/kg）

可燃性の災害廃棄物の広域処理にあたって、災害廃棄物のみを焼却する場合であっても焼却灰等が8,000Bq/kgを超えることはない値として、240 Bq/kgが示された。

- 平成23年11月2日及び同18日林野庁通知に基づく調理加熱用の薪の指標値
(40 Bq/kg)

放射性セシウムが付着した薪を燃焼させた際に、放射性セシウムの約9割がその灰に濃縮されて残ったことから、当該灰が8,000Bq/kgを下回る値として、40Bq/kgを指標値とした。

※ 指標値の設定に際し、実証実験及び専門家の意見聴取を行っている